

函館市事業仕分けの概要

平成24年11月18日(日)第2班

■日程確認, 傍聴者への注意事項

- ・進行役から説明

■2-7-1 緑樹帯等管理業務委託料についての説明

- ・資料に基づき, 土木部緑化推進課から説明

■2-7-1 緑樹帯等管理業務委託料についての質疑

(B委員)

まず, 高松苗圃について今年度で終了ということは, 苗木を育てるより買ってきた方が安いという判断でしょうか。

(説明者)

高松苗圃については, 昭和44年ころから, 花苗の育成を行ってきたところですが, 当時, 花苗については, 市場での確保がなかなか難しい状況にありまして, 直営作業という中でやっておりました。最近は道内にも民間の大規模な花苗の生産施設ができたということで, トータルとして購入という形の方が, 若干, 割安になるという判断のもとで, 苗圃の運営については今年度限りにしようとしたものです。

(B委員)

そうすると苗圃に係っている予算は今年度で廃止ということによろしいですか。

(説明員)

花苗の育成管理という形の中での費用は今年度でなくなります。ただ, 新たに花いっぱい運動等は継続していきたいと考えていますので, 花苗の購入という形で費用負担が生じてくると思います。

(B委員)

わかりました。もう1点は, 次の仕分けで予定している「公園等環境美化推進事業費」との関係ですが, 追加資料として管理されている場所の地図をお願いしたのですが, 作

られていないということで、市としてどのような管理をしているのかということと、緑樹帯の管理業務と公園等環境美化推進事業の管理場所の違いを教えてください。

(説明者)

後ほど環境美化についての詳細な説明があると思いますが、大きく答えさせて頂くと、緑樹帯等の管理委託では、公園の草刈りを年2回という従前のペースでやっておりました。あと若干の樹木の剪定ということをやっていたのですが、それでは十分な美化が図られないということで、昨年度から、草刈りについては回数を1回増やして、場所についても重点的にやっていく、場所を増やしていくという経費として新たに「公園等環境美化推進費」の項目を設けて1回増やしているという内容になっておりますので、場所等が違ふという事業費ではないということをご説明させていただきます。

(B委員)

そうすると、「公園等環境美化推進費」という新たな項目を設けて予算を上乗せしているという理解でよろしいでしょうか。

(説明員)

そういう風にご理解頂いた方が分かりやすいと思います。

(D委員)

追加資料でお願いしました「道内他都市の状況」のその他公園等のところで、まず、契約形態についての違いを教えてくださいなのですが、札幌・函館は業務委託、旭川・釧路は指定管理者、帯広・苫小牧は不明、委託先については、函館・旭川・釧路は財団法人、札幌は民間企業のJVとなっておりますが、どうしてこういう違いが出るのかということ、それぞれメリット・デメリットがあれば教えてください。

(説明員)

それぞれの都市の組織形態がどこまでの考え方をしているのかということもあると思いますが、私どもでいう「その他公園」というのは、非常に公園管理としては特殊な形態を持っておりまして、各都市とも小規模なものを含めまして、公園管理全般で申し上げますと、それぞれの考え方をされているところがあります。指定管理をとっているところ、特に公社関係に指定管理をとっているところは、基本的に維持管理業務は、公社系に出している。札幌市の業務委託は、おそらく直営の業務がまだ相当残っていると以前お聞きしたことがあるので、そういった意味で、その必要性に応じて、一括として管理委託を出すということではなくて必要に応じて業務委託でやっているという認識で聞

いておりました。

メリット・デメリットという点では行政全般の組織体制と申しますか、函館で言うと、今現在は、計画あるいは、施設の整備に関しては直営として市役所の中の職員がやっておりますが、基本的な管理業務に関しては、公社の方に全面的に行っております、あとは出し方ですね。指定管理にするか、業務委託にするかの差はありますが、基本的な考え方として、行政組織体としての現況の差というものもあるのかなと思っています。

(D委員)

金額的なことですが、札幌は規模が大きいので別にしても、同じような財政が厳しい釧路と比べると、実施箇所数も草刈り回数も委託金額も2倍になっているが、このような状況を見て、函館が多いのか釧路が少ないのか、どういう印象をお持ちでしょうか。

(説明者)

函館市は2回やった中での金額、釧路市は1回での金額ということで、面積規模であるとか、公園の配置状況によって、当然金額的な差は出てくると捉えていますが、私たちとしては、1公園あたり高い金額ではないと判断しているところでございます。

(D委員)

わかりました。次に、街路樹の方の委託先ですが、函館・釧路は公社、旭川・札幌・帯広・苫小牧は民間企業となっておりますが、先ほどの公園等と同じ考え方ででしょうか。

(説明者)

基本的には全く同じですが、特に旭川との比較で申し上げますと、公園に関して指定管理者制度という枠組みの中で捉えている、街路樹に関しては民間、いわゆる公園部分だけを指定管理として捉えて、樹木に関しては、民間に出しているということですが、単純に比較はできないとは思いますが、1本あたりの単価は旭川の方が高くなってしまっているという実態になっています。これは、業務の発注形態の問題、役所のシステム上の問題も多少あるとは思いますが、なぜとどうしてだとかまでは、時間的な問題もありまして、また、組織形態のことまで聞かないと分からないということもありまして申し訳ありませんが、そこまで詳しくはお聞きしていないということでご了解願えればと思います。

(D委員)

最後に金額的な部分ですが、釧路市・帯広市と比べますと、委託金額を見ても、街路樹の剪定実施本数を見ても、函館市の方が倍近い数字になっています。この点について

は、どのように思われますか。

(説明員)

総本数と総額での比較でのお話ですが、単純に1本あたりの金額で申し上げますと約1万円程度になると思いますので、額の差というものはないとは思っています。

(D委員)

1本あたりではなく、これだけ実施本数も違いますという点ではどうですか。

(説明員)

木が多いとか少ないということでしょうか。

(事務局)

まちづくりの視点からみて、トータル的に樹木の本数が多いのが函館市の状況なのか、総トータルの樹木の本数をどう捉えているかという趣旨のご質問かと思えます。全体のうち委託に出している本数が違うのか、そもそもトータルが違うのかという。

(説明員)

樹木の総量という点では、帯広市が道内ではかなり突出している数字がございます。その中で、ある意味一部しか樹木剪定を行っていない。函館の場合は、約2割程度の剪定対象となっております。

(A委員)

追加で頂いた資料の「公社の人員体制、職務内容、勤務条件」で、勤務条件のところ、公社の就業規則は基本的に市職員と同じであると記載がありますが、これは給与水準も含めて公社の労働条件は市役所本体とほぼ変わらないという理解でよろしいですか。

(説明員)

給与体系に関しては、異なります。私どもの平均賃金よりは、低いと聞いております。

(A委員)

ラスパイレスで表すだとか、そういうところで市役所本体や民間と比較してどうかという点でお聞きしたのですが。

(説明員)

ラスパイレス指数といった比較というのは、我々自体が公社の給与体系を全て把握しているわけではないので、数値的な比較ということも行っておりません。平均的には、市の嘱託職員と同程度とお聞きしております。

(A委員)

分かりました。それと調書の方の「事業の目的・必要性・内容」のところでは、包括的に業務委託することが必要だと記載がありましたけど、これは、分割して発注することはできないという理解でよろしいでしょうか。

(説明員)

この発注形態ですが、もともと公園も含めて公社が維持管理を行うセクションとして立ち上げた経過もありまして、公園も含めて、街路樹等の管理も全て、平成3年度の公社への移行の際に一括で委託業務として出していたところですが、平成18年度に都市公園いわゆる公園の中でも比較的大規模なものあるいはきちんと整備された公園は指定管理者制度に移行しました。これに伴いまして、公園の部分抜いた分、これを緑樹帯等管理業務として平成18年度からこのような形態で委託発注をさせて頂いているところでありまして、それぞれ、内容がちょっと離れているということは、認識されていることかと思いますが、特に緑化事業に関しましては、その他自主事業との関係もございまして、トータルとしてのスケールメリットという部分での考慮をしますと、分割してしまわないほうが良いのではないかとというのが現時点での判断でございます。

(A委員)

今のご説明ではちょっとよくわからなかったんですが、都市公園の方は、指定管理者に回して、こちらの方は、公社でやっているということで、なぜ違いがあるのか簡潔に分かりやすく説明してください。

(説明員)

指定管理者制度は公共施設の管理につきまして、民間でも管理ができるという制度として法制度が設けられたもので、市では平成18年度から、施設整備がきちんとできている公園については、指定管理者制度に移管させて頂いております。それ以外の公園や緑樹帯等につきましては、指定管理に出す場合については、一定のルール等がどうしても必要になって、それで、民間団体に預けて行くという形がどうしても必要になるものですから、そこが、なかなか臨機応変に対応しなければならないという部分が、多い部分については、指定管理者に回していないという部分があるということです。

(説明員)

前段の指定管理者の説明につきまして、補足させていただきます。指定管理者制度が新たに自治法の改正によってできましたが、指定管理者制度の対象となるのが、条例でい

いわゆる「公の施設」として定める施設が対象となります。指定管理の対象施設については、それまで行っていた管理委託ができなくなってしまったところでありまして、選択肢としては「指定管理」を行うか市直営で管理を行うか、この2択しか無くなってしまい、都市公園については、指定管理者制度を選択した。ただし、その他の公園については、条例の定めによる公の施設の類ではないものですから、そのまま業務委託を継続したということで、結果として分離されたというのが現在の状態となっております。

(A委員)

今のご説明ですと、都市公園の方は、渋々、指定管理者制度にせざるを得なかったということと理解するのですが。

(説明員)

渋々ということではなく、法制度の改正によって、直営か指定管理者制度かの選択肢になったことから、直営という選択肢は当時はあり得ませんでしたので、指定管理者制度ということになりました。

(A委員)

特に指定管理で問題ない訳ですよ。それとも何か問題はありますか。

(説明員)

ないです。

(A委員)

もう一つ伺いたいのですが、「目的・必要性」の中に、専門的知識・経験と記載されていますが、具体的にどういうことでしょうか。

(説明員)

特に端的な例で申し上げますと、街路樹のうち高木の剪定あるいは、低木の刈り込みの際の時期、それから、刈り込み方法、深さというか10cm切ったらいいのか20cmきつたらいいのかという判断というものが非常に専門的要素としてございまして、維持管理業務を公社にお預けしてから、20年ほど経ちますが、そういった意味では、市の職員に詳しい者がいなくなっている現状にあります。

(A委員)

そういった刈り込み方法で例えば函館市ならでの地理的・気候的な条件とかで公社しか知識を持っていない、あるいは民間業者ではできないといったことはありますか。

(説明員)

民間業者でももちろんできる方、それぞれの技能ですから、できる方はいらっしゃると思います。ただ、それを私どもは判断できる、「この会社はできる、できない」というところが、非常に難しくなっているという現状はあります。公社には間違い無くいるということです。

(A委員)

分かりました。とりあえず以上です。

(F委員)

事項別決算・予算額の資料で、平成23年度決算と平成24年度予算が記載されていますが、そこで、修繕費の数値が大きく動いている。例えば23年度決算の修繕費が、1,535,034円が24年度予算でどんと落ちて537,000円になっている。ほかでも動いているところもありますが、修繕費のところ、前年度決算が大きくて予算で極端に下がっている。どうしてそんなことが起きるのか教えてください。

(説明者)

遊具が主ですけれども、春先に使い始めて、使っている最中に思わしくないところがでてくる。それが、どうしても予算時期には全てを把握できないので、定額の予算で設定しておいて、必要なときに、基本的には直さなくてはいけないものが大多数になってくると思いますので、予算をやりくりして決算上増えた形になっていると聞いております。

(F委員)

他の項目で数字が大幅に動かないという形で、決算・予算が変わるという理解でいいですか。

(説明員)

そういう風に理解頂いてよろしいです。私どもとしては、スケールメリットということもありますが、トータルの予算の枠の中で、緊急、特に市民サービスに直接影響する遊具の修繕等に関しては、優先的に予算執行するようにお願いしております。

(F委員)

細かいところで動いても、トータルで考えているということでもよろしいですか。

(説明員)

現時点では、そういう考え方をしております。

(E委員)

資料で、函館市と(財)函館市住宅都市施設公社の緑樹帯等管理業務委託契約書のコピーが付いていますが、事前確認事項として委託先に市のOBがいますか、いるとすればその役職と採用のプロセスを教えてくださいとの項目を質問していたのですが、回答については、当該業務に係わっての市のOBはいませんとの回答が来ています。

要するに、委託先には市の退職者がいないとの回答ですが、これはどうでしょうか。そのとおりでしょうか。

(説明員)

本業務に係わる直接の職員に関しては、公社の機構の中ではないという意味での回答をさせて頂いたところですが、公社全体ということではおります。

(進行役)

資料については、本日最後の4事業目の「公共建築物等維持補修設計監理業務委託」に共通したものをつけておりますのでご覧いただきたいと思います。

(E委員)

分かりました。回答では、「当該業務に係わっての」ということですが、私がどうしてこういう感覚を持ったかと言いますと、当該というのは、この契約の当事者と受け止めたものですから。それにOBがいないと思ったものですから。

それでは、OBは何人いますか。

(説明員)

12名おります。

(E委員)

去年の事業仕分けを行ったときには、14名いたんですよ。これは2名退職されたということでしょうか。

(説明員)

2名退職となっています。

(E委員)

退職された後の欠員となった部分は、いずれ補充されるのでしょうか。

(説明員)

公社の判断ですので、私どもで何とも言えませんが、現在、年度が変わって人が充足されていますので、来年度もこの体制でいくのではないかとはいえます。

(E委員)

これは、私が思うにたまたま緑化事業の件に鑑むことですが、もともとの受託者が住宅都市施設公社ということになれば、これは、世間で言う渡りだとか天下りの禁止法に抵触してくるものだと思うのですが、函館市の看板事業としてこういうところに法に抵触するようないきりがある職務を遂行されているのか、どのように考えておりますか。

(進行役)

質問の趣旨もわかりますが、事業仕分けの趣旨を踏まえて、事業そのものが良いのか悪いのか。必要なか必要でないのか。あるいは委託先として長年公社に委託してきたことについての是非だとかについて議論いただきたいと思います。

(E委員)

今回の事業仕分けの最大の目的というのは、函館市が不合理な事業形態、運用のために、相当な債務を抱えている。このまま行くと、函館丸は沈没する可能性があるということの中で、我々はこの場に望んでいます。その内容の中で、非常にこういうことが大事になるので、私はこの場で、お話をさせて頂いたのですが。とにかく天下りというのは既得権益の中で、市役所OBがそのまま事業の中に溶け込んでいく、そして補助金がここに出されている。その補助金の流れが人件費だとか退職金だとかまでその方々の退職金まで波及していくというところになっている。従って、回り回ってもの凄く函館市民に、負荷が掛かっている第1候補みたいなものです。それで、あえてこの場で、直接関係ないかもしれませんが、事前にこの契約書をお見せ頂いて、契約当事者である、この組織についてお話させて頂いている趣旨です。

(事務局)

トータル的にお答えします。まず、E委員がおっしゃっていた第三セクターに市のOBが就職することに違法性があるようなご発言がありましたが、私どもは、違法性のあるものではないと理解しております。その上で、公社にOBが入っている経緯経過を本日公社に対する他の事業もありますので、説明させていただきます。

住宅都市施設公社設立の際には、市の職員を正職員として派遣していた状況がございます。その後平成21年になりますが、公社の自主・自立ということで、市の正職員をすべて引き揚げさせて頂いたという経緯がございます。自主自立という名目からすると、本来公社そのものも市からの派遣職員ではなく、市も職員の独自採用いわゆるプロパー職員で自主自立を図って頂きたいと考えております。平成21年度にそれまでいた派遣職員を全て引き揚げた訳ですから、一定程度、業務を引き継ぐためにOB職員を結果的に

残すこととした。今後は、市職員のOBについては、どんどんプロパー職員に替えていくという趣旨で、今、公社のプロパー化を図っていくという状況でございまして、正職員を派遣していた時から全て引き揚げたときの過渡期的に現在、OB職員が配置されている状況です。

先ほどの資料にありました選考職員については、このような状況ですが、公募ということに関しましては、公社独自の民間を含めての職員採用を公募して、最終的に試験をして採用された職員であると認識しておりまして、これをどう捉えるかはあろうかとは思いますが、OB職員は派遣職員全て引き揚げた際の一定期間の経過的な措置であるという経過を踏まえてお話を進めて頂ければと思います。

(E委員)

経過措置として、いずれ改めになるのでしょうか。

(事務局)

最終的には、公社の中で自主自立を図るということになれば、市の職員のOBということで特別枠として配置をするということは、今後、解消していきたいと思えます。

ただ、公社の採用として、例えばよく言われているような、何千万円も退職金をもらって、その後も何千万円もの報酬をもらって、退職金も何億円も得るというものでは全く無いと認識しておりまして、報酬についても、高齢者職員ということで、嘱託報酬並の300万円の年収ということで、公社が独自に試験を実施して募集するという中までには、なかなか、市の職員だから「公募もしてはいけません」、「試験を受けてもいけません」といったまでの規制はかけられませんが、市の職員として、特例で配置をするということは、解消していきたいと思っています。

(E委員)

経緯は分かりましたが、この事業に対する根拠法令とかが条例化されている訳ではないので、柔軟に舵取りが可能だと見ているんですが、今、300万円くらいの報酬しか出ていないということでしたが、民間から見れば、300万円は結構なものですよ。そういう職員意識がいつまでもこういう公社というものを存続させている、横浜では、公社を止めるということになっている。負担が相当あるので、既得権益の中で、どんどん負担増になってきているので、そういう部分もある、全国的にそういう流れになってきているということで、その一端として、発破として、職員のOBについて、たとえ話としてさせて頂いたということでご理解頂きたいと思えます。

(C委員)

花いっぱい運動や緑化事業を行っているようですが、具体的にどのような事業でしょうか。CMなども予算をとっているようですが、そのほかには何かやっていることはありますか。

(説明員)

5月には市民植樹を行っています。また、誕生や結婚などを記念しての記念植樹も実施しております。そのほかには、苗木の配付、学校への緑化モデル事業としての苗木配付や花植えなどもさせて頂いております。

(C委員)

平成23年度から、公園などの美化事業がありますが、公園施設の清掃や除雪の経費などは、この緑樹帯等の経費とダブっているのでしょうか。

(説明員)

この緑樹帯等管理業務と公園環境美化推進事業は基本的に内容は同じものになります。特に事業を特化して行う部分を別枠で公園環境美化推進事業を予算化させて頂いたものです。そういう意味では業務内容は重複しているということになります。

(C委員)

単純に考えると予算が毎年同じように取られているのが、少しおかしいのでは無いかと思います。そちらの方（環境美化で行うこととなった清掃などの業務）が減るのであれば、おのずと予算は減ってくるのではないのでしょうか。

(説明員)

端的に申し上げますと、公園は草刈りを今まで年2回行っていました。環境美化事業でプラス1回を追加し、年3回行うようにしました。つまり、雑草が大人の膝上まで伸びる状況だとかを無くそうというのが公園環境美化推進事業の趣旨でございまして、サービスの強化というふうに捉えていただければと思います。

(C委員)

空港からの道路は花がいっぱい咲いてきれいで、観光客も気持ちが良いとそう見ていると思っています。今後はその辺をもっと花を重点的に漁り火通りに植えるだとかの考えや計画はありますか。

(説明員)

花植え事業につきましては、特にメイン道路については、V S P事業として民間団体

・ボランティアを募りまして、そこで、組織を立ち上げて強化しながら行っているという状況で、函館新道や空港通りなどで、いわゆる花いっぱい運動とは別枠で、組織だっ
て行ってもらっておりまして、こういった事業は、我々としてもありがたい事業であり
ますし、ボランティアの皆様にご苦勞をかけているのは多分にはありますが、できるだ
けサポートして、強化していきたいと考えています。

(C委員)

今後、函館市の財政が苦しくなる中で、このようにボランティアの方を使って、事業
を行っていただいて、予算を減らすということは考えていないのでしょうか。

(説明員)

ボランティアの活動は、非常に市にとってありがたいですし、市も市民協働という標
語の中で事業をさせて頂いているのですが、一方では、別の見方をすれば、ボランティ
アにすぎりついてしまうことで、いわゆる無賃労働者みたいな形になってしまい、労力
を提供して頂くだけの立場になってしまいかねませんので、そこは、ボランティアの皆
さんの気持ちが満足されて、継続的にやっていきたいという気持ちをどのように醸成し
ていくか、そして、ボランティアに行政が頼り切ってしまうと、ボランティアの方
も長続きしないということもあろうかと思えます。この辺は、私どものセクションだけ
では解決しない問題もあると思えますので、市民協働という枠の中で、庁内で、もう少
し市民協働の役割分担だとか、考えていかなければならないと、個人的な見解として考
えております。

(B委員)

A委員の方から、都市公園の指定管理について、お話がありましたが、この事業はそ
れまで都市公園と一体だったものを指定管理者制度導入に合わせて平成18年に予算を分
けましたということですが、都市公園と合わせて予算の増減ということではどうなっ
ているのでしょうか。

(説明員)

予算の増減はありません。単純に分けたということで。

(B委員)

そうですか。指定管理者は民間ということによろしいでしょうか。

(説明員)

指定管理者についても公社のほうになっています。

(B委員)

そうすると単純に予算項目だけを分けたということでしょうか。

(説明員)

そういうことになります。

(B委員)

分かりました。次に、予算の増減についてですが、F委員とのお話の中で、平成21年度から24年度まで大きく予算が変わっていないとのことでしたが、結果的にはこれらの予算を公社に渡して、あとは自由に使ってくださいという形でしょうか。

(説明員)

そこまで自由ということではありませんが、あくまでも予算執行の中身ですので、それぞれの項目の大きな費目では差異のないようにというのが前提になります。ただ、それぞれの費目のなかでどう振り向けるということについては、ある程度、緊急性のあるものに、振り向けることは、額の大きなものは事前に相談して行いますが、それ以外は、ある意味自由ということか、緊急度の高いものから順次処理してもらっているということです。

(B委員)

予算の中で消耗什器備品費の中に書庫という項目があるがこれはどういうことでしょうか。消耗品で書庫というのは思い付かないものですから。

(説明員)

備品ということでロッカーということです。

(B委員)

毎年購入しているものでしょうか。

(説明員)

毎年ではないです。

(B委員)

修繕費の中で車両というのがありますがこれは何でしょうか。

(説明員)

トラック等の整備費になります。

(B委員)

わかりました。

(A委員)

この事業の根拠法令は全くないということですが、例えばこの事業が関連する、緑地帯、もっと具体的に言いますと木の本数ですとかについての根拠法令や条例がないのか。それとイベント等の事業にも法令や条例の根拠がないのか確認します。

(説明員)

木の本数については、道路事業の中で植栽等を推奨はしておりますが、何が何でも植えなければならないという形態にはなっておりません。ただ、ここ10～20年くらいの傾向としては、町に潤いを与えるという意味で普通のガードレールではなくて低木を植えることを推奨する流れはありました。植樹等イベントの規程については、函館市緑化条例の中で規程がございます。

(A委員)

木の本数については、例えば函館市の財政状況に見合った本数というものを検討されたことはありますか。

(説明員)

確かに昭和40年代から集中的に街路樹を植え始めてきた時期がございまして、特にプラタナスなどはその走りなんですけど、現在、非常に高木化・巨木化しておりまして、維持管理費が増大してきております。そうした中で、今、私どもが持っている維持管理費は財政状況もあり、減額されてきております。そういった意味で申し上げますと、樹木の維持管理自体が立ち往かなくなる状況になりつつありまして、一方で樹木は都市にとって必要なものでもありますから、これから、公園も含めて、大きくなった樹木の管理をどうするかは、私どもの緊急的な検討課題として考えておりますので、維持するためにはお金がかかるということも訴えながら市民の皆さんからも意見を頂いて考えて行きたいと思っております。

(進行役)

そろそろ、時間となったので、評価に入ります。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

【各委員からの評価シート提出後】

緑樹帯等管理業務委託料では「民営化を検討」が1票、「制度の抜本的な見直し」が5票であったため、判定結果は『制度の抜本的な見直し』となりました。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

以上で、この事業に対する事業仕分けを終了します。

■2-7-2 公園等環境美化推進事業費についての説明

- ・資料に基づき、土木部緑化推進課から説明

■2-7-2 公園等環境美化推進事業費についての質疑

(B委員)

市が植えた街路樹などは、植えたつきりで、結局、成長してしまってもそのまま放置の状態ですよ。抜いて倒してとか、伐採するということはまず無いと思うんですよ。植えた時にはまだ小さい木であっても、だんだん老木化して大きくなってきたときにお金が逆にかかってくるんじゃないかなという感じがするんで、剪定されて抜くということは考えてらっしゃらないのですか。というのも、先ほど緑樹帯等管理業務委託料の仕分けの時に、釧路だとかは函館の半分の街路樹の本数ですよというお話がありました。逆に函館市も大体年に百本切っていく、二百本切っていくという形で減らしていくという考えは無いんですか。

(説明者)

樹木の本数、他都市と比較してどうなのかということなんですけれども、まず函館が極端に多いということはありません。具体的な数字は今ちょっと持ち合わせてないんですが、苫小牧で3万本とか、そういうような数字になっておりまして、函館が極端に多いということではないということをまず申し上げておきたいと思います。

それから樹木の本数を、いわゆる間引くだとか、そういう考えはないのかというお話しでございます。先ほどの緑樹帯等管理業務委託料の仕分けの際に、A委員からいただいた最後の質問で、今後どうしていくんだというお話がございましたけれども、その時に市民の皆さんとお話しさせていただきながら、これからどんどん増えていくのは間違いないということで、今後どうしたものかということですね、市民の皆さんと考えさせていただきたいというお話をさせていただきました。というのは、これまで市の基本的な方針として、基本的に木は伐採しない、それから緑の量を増やしていくということを基本方針としてやってまいりましたので、ですがもう一方で、財政的な問題というの

は直面しております。維持管理費，B委員おっしゃるようにどんどん増えていきます。単価的には増えていきます。ですからこのままでは立ちいかなくなるという危惧は当然私どもも持っておりますし，これからその樹木の管理の仕方についてどうやっていけばいいのかということもしっかり考えさせていただければなというふうに思っております。

(B委員)

なるほど。わかりました。

(D委員)

この事業は，先ほどの緑樹帯等管理業務委託料の追加的的事业であるということだと思っておりますけれども，ではそちらのほうで予算の拡充を図ればよかったということではなくて，全く新しいような違う事業名にしたのは何か理由があるのでしょうか。

(説明者)

先ほど申し上げましたけれども，平成23年度から新たに追加した事業費予算ということもございまして，そういった意味では恒常的な管理予算に上乗せした形で位置づけさせていただいております。これはあくまでも役所の中の予算措置の問題ととらえていただければいいと思っておりますけれども，先ほどご説明のなかでもさせていただきましたとおり，今後につきましては，恒常的に取り組むという方針が定まれば，既定予算の枠組みの中に入れて考えていくというふうに，方向性としては，私どもはそうように考えております。

(D委員)

事前確認事項の回答として，平成23年度から事業化しなくてはならなくなった理由として，苦情が結構ありますよと。「草が生い茂り，子供が遊べない」，「公園内がうっそうとして防犯上好ましくない」であるとか，そういった苦情が多数ありますよということでした。最近公園で遊んでる子もあんまり見ないですけれども，具体的にどういった苦情なのかということと，どれくらいの回数・頻度であるのかということについてお聞かせください。

(説明者)

公社に委託管理している業務，公園管理，それから樹木の剪定，合わせてですね，年間大体500件程度の苦情があると，そのようにご理解いただければいいと思っておりますけれども，そういった意味では，その約1割とまではいいませんが減ったという事実はございます。ただ，毎年毎年によって，枯れ木の処理だとか，枯葉の問題だとか，

別の問題も発生しますので、特に比較というのは、ちょっとあの事項別でやらないといけないものですから、今ちょっと持ち合わせておりません。申し訳ございません。

(D委員)

それは、ここ最近多くなったということで、この事業を去年から始めたのかということを知りたいんですけども。

(説明者)

端的に申しますと、従前から私どもは維持管理費を増やしてほしいということで予算のお願いはしてましたけれども、なかなか実現しなかったんですが、市長の選挙公約にも「美しいまちづくり」というのがございまして、とにかく、今すぐ出来ることという意味の中での政策予算というふうに考えていただければよろしいかと思えます。

(D委員)

ありがとうございました。

(A委員)

今、政策予算のようなものだというお話がありましたけれども、どれくらい具体的に市長さんから指示があったのですか。

(説明者)

草刈りの回数を増やして綺麗な公園を常に提供するようにという指示はございました。

(A委員)

あと、苦情が500件ぐらいきているというお話がありましたけれども、どういった経路で入ってくるのですか。

(説明者)

主に電話です。

(A委員)

事業を再委託している町会等がありますよね。例えば町会のほうから何か上がってくるということはありますか。

(説明者)

苦情が、ということでしょうか。

(A委員)

苦情であるとか、要望であるとか。

(説明者)

町会のほうからも、別途、環境整備懇談会という場もございますので、そちらのほうから樹木剪定の強化であるとか、そういったようなことについては、お話をいただいております。

(A委員)

あと、この経費は、今までのご説明で大体理解しているつもりなんですけれども、いわゆる追加的経費だというふうに考えて大丈夫なんですね。

(説明者)

はい。

(A委員)

例えば、部内の会議等で、市民ニーズに全部答えるべきかどうかという一つの選択があると思うんですが、例えば安全面でどうしてもやらなければいけませんけれども、例えば安全面を確保するのでも、綺麗に刈り込むという手もあれば、根元から抜くという手もあるわけですね。そういった判断というか検討はどれくらいなされましたでしょうか。

(説明者)

今回、この環境美化に関して言いますと、ターゲットは草ということになりましたので、抜く抜かないという議論といたしますか、先ほども言いました樹木の間引きレベルの話には言及しておりません。

(A委員)

草が多いからということですね。それで例えば、これはちょっとおっしゃるのが難しいかもしれませんが、市長さんに対して500件の苦情があるとして、総事業費が約3,500万円であるから、苦情1件に対して約7万円かかっているわけですね。このことについては、市長さんに説明されましたでしょうか。

(説明者)

市民の皆様のニーズが全て苦情として現れているというようには、私ども理解しておりませんので、逆に言うと、ニーズの代表事例としてお話されてきてるんだなという認識をしております。ですから、そういう苦情があるのはもっともだなという判断というのは私どもも当然させていただいておりますし、その500件で3,000万円を割るというのは、私どもの認識からするとちょっと違うかなと思っておりますけれども。

(A委員)

500件という数字が出ておりますけれども、苦情とニーズという内訳というのはよくわかりませんが、そこらへんのコストの説明は、市長にしたのかどうかというところ、いかんせん額が大きいのですから。大体こういったケースというのは市民のほうが悪いと私個人としては思っているんですけれども、そういった点が検討されていないのかなというのが私の印象です。

(説明者)

そういったお話というのは、当然させていただいております。

(F委員)

市長さんの政策ということで追加予算になったんだということはよくわかったんですけれども、公園数にしても樹木の本数にしてもそんなに変わっているわけではなくて、それをそもそも平成23年度になってから、改めて予算を作ったということが不思議だったんです。時期になれば、枯葉が落ちて産業道路は排水溝も詰まるくらいに一杯になりますし、公園も私が住んでるほうのところは、草ぼうぼうになる時期も同じだし、それでどこにこのお金がかかったんだろうなというのはありました。確かに草を抜くという点では、私の家の前が小さい空き地でいわゆる草ぼうぼうの空き地だったのが、小公園になったんですね。でも誰も遊びに来ないんです。確かに草は抜いたから、草刈りの回数は減ってるから、今言った草を抜くということに対しては、そうなんだなというのはわかったんだけど、誰も遊びに来なくて、木を植えてあるけど木は枯れちゃったんですね。だからそういうことを考えると、どこで管理しているのかわからないんですけども、住宅都市施設公社というのはそういう緑と花に関して専門知識を持った街づくりのためにきっとあるわけですよ。だから平成23年度政策追加予算でわかるんだけど、それによってもものすごく変わったという意識が、市民目線で言われると無いんですよ。あるとすれば自分の家の前の空き地が小公園になった、でも残念ながら使われていない、それぐらいなんですよ。

それでお聞きしたいのは、担当課による検証でも、評価4「実施内容や手法の改善」とされておりますが、この予算を、先ほどの緑樹帯等管理業務委託料のなかに全部含めてしまうということは出来ないのかということです。

(説明者)

まず、最初のほうの質問のなかで、実感として見えないという部分、これは実際に草

刈り回数を2回から3回にしたからといって、極端にものが変わるかというところと恐らくそれは無いと思います。

それから公園の利用が目に見えて顕著でないという中で、公園の整備が行われたというお話ですが、これは事業的には恐らくこの維持管理事業とは別の事業で行っているものですので、利用者が少ないということについての投資効果という部分では、ご意見は別に承っておきたいというふうに思います。

ただ、実はあの公園自体、法的な部分、今の函館市にとってそれがいいのかどうかというのが私どもも非常に悩んでいるところなんですけれども、公園自体の存在価値というのは、遊ぶ人がいるいないということもそうなんです、もう一方で、そこに空き地があるという、市が管理する空き地があるということ、それが防災上等含めてですね、まさかの時のための空き地があるということの有効性というのも評価対象にはなっておりませんので、そういった意味で法制度の中身も含めてですね、これは利用されていないという観点も重々、前年度からございますので、その辺は私どもも理解したなかで、これからどうあるべきかということを考えていきたいと思っております。

それで最後のご質問ですけれども、先ほどの緑樹帯等管理業務委託料のなかに含まれないのかというお話ですけれども、これが先ほど申しました政策予算ではなくて、恒常的な管理として市民の皆さんに認められるものであれば、それは一体の中で取り組んでいくということのほうが、実は契約書だけでももう一本別に作らなければならないものですから、そういった意味では事務の効率化につながるということもございますので、それについては考えさせていただきたいというふうに思います。当然この事業の評価も含めてなんですけれども、もし評価をいただけるのであれば、そういうふうな形で考えさせていただく内容かなと理解しています。

(E委員)

私のほうからはですね、例えば1年12か月あります。そうすると草が繁茂したり、枯れたりする期間というのは、冬期間はまあ変な話、処理をしまえば休眠状態だと思うんですね。うちの近くに公園ありますけども誰も来ていないみたいなことになってますので。そうしますと実質稼働は大体何か月間くらいになってますか、契約した相手側は。

(説明者)

6月と8月のお盆明けくらいが今までのパターンでございましたけれども、この新規事

業を追加することによって、7月の中頃に一度刈り込みができるようになりました。そういう意味で、ざっと夏場に2回、6月と8月にやってきたものが、6・7・8と3回できるようになったと、ご理解いただければよろしいのかなと思います。

(E 委員)

この契約書を拝見すると、10月31日までになってますから、春先から秋口くらいまでの契約なんですね。

(説明者)

樹木の関係がちょっと遅くなりますので。

(E 委員)

ああ、巻いたりとかね。

(説明者)

はい。

(E 委員)

そうしますと、先ほど苦情が500件くらいあるといったなかで、その契約期間内に、恐らくほとんどあると思うんですね。草が伸びたとか、葉っぱが枯れたとかですね。そうすると、半年稼働として、1日大体3件くらいの割合の苦情が飛び込んでくるわけですよ、函館市には。そうすると普通であればね、毎日のように2件も3件も苦情が来るのであれば、それは、一つの自分達の管理している財産の中での物事が起こってる方向性というのをそこでまず掴みますよね、管理者であれば。そしたら一気にですね、委託契約しているところにまず連絡を取って、こういう苦情が来てますよと、すぐ対応しましょうという号令を、メインな委託管理はこの契約者の相手ですからね、サブ的にそれを遠隔操作するのが部局の役目だと思いますので、こういうのってのはどうですか、いっぺんにですね方向ついたら、じゃあみんなちょっと見てくれと、あんたたちのやってること全部見てくれと、号令かければ済みますよね、当然。それでも苦情を受けるたびに連絡を取って行ってくれと、これを繰り返すんですか。どうでしょうか。

(説明者)

苦情等の類似性ということ、これは非常に難しいところがあるんですけども、草刈りだけでいうとですね、500件というのはちょっとオーバーな数字で、基本的には樹木に関する苦情の方が多いんですけども、全ての、高木だけでも22,000本というお話をさせていただきましても、全ての樹木を一気に、苦情があったその日の次の日に

全部クリアするという事はなかなか難しいものですから、そうこうしているうちに次の苦情が入るといった状況は当然ございます。

(E委員)

例えばこういう委託契約というのは、もう長年にわたって、調書を見ると何年くらいなんですかこれは、始まってから。

(説明者)

そうですね、20年。

(E委員)

20年ですよ。そうすると、普通20年も同じようなことをやってたら、ノウハウってものが生まれると思うんですね、まずは。事前にデータ化してですね、また今年もこういう苦情が来るだろうと。そしたらこの契約書にまずですね、ビフォーアフターのように、事前は一発目まず見回りだとか、というふうにな、契約環境を整えていくというふうになると思うんですが。こういうのってはどうですか、毎度同じ書式を20年前から使っているんですか。

(説明者)

今、おっしゃられている苦情の内容なんですけれども、基本的には毎年毎年種別が違うというのがまず一つあります。毛虫の発生であるだとか、害虫の発生、雑草の繁茂の状況が例年より早い遅いとかってということによる対応の遅れというのも若干あります。一番問題になっているのは、先ほど木の伐採をしないのかどうかというお話をされましたけれども、これまでの市の姿勢における無剪定の方針、それを守ることへの市民からの苦情、というふうにご理解いただければ。ですから、事前に解決できる苦情の内容と解決できないでその場で対応しなければならない苦情とがございましてけれども、後者のほうかなというふうに理解してます。

(E委員)

なるほどですね。そうすると例えば、最初の業者を委託する場合のセオリーを、まず今まで経験則でいけば虫がでるんだと、特定ですよ、特別な環境だと。そうするとその他は通常環境になるわけですよ。で、通常環境の話になりますけれども、そうすると例えば、通常の場合にはもう最初のセオリーをはっきりいけば察して、未然に防ぐと。というところですね、巡回だとか、そういうものっていうのはどうですか、掌握されてますか。所管部局では。

(説明者)

未然に防ぐという意味は、市の行政方針とバッティングする話になりますので、させてません。

(E委員)

そしたらですね、逆の言い方をしますけども、要するに契約相手先の動きを毎回毎回ですね、どのように掌握されてるんでしょうか。

(説明者)

基本的な方針は伝えてございますので、基本的には公社のほうで一義的に市民との対面はとっていただいております。どうしても市の職員に対応せよ、という申し出があった場合のみ、私どもが出向いていくということです。

(E委員)

なぜこんな回りくどい話をしてきたかという、この事業仕分けの最大の目的というのは、函館市民の税負担を少しでも軽減させるということに全部結びついていく、この当市の環境なんですけれども、毎度20年間もですね、ずっと同じようなリズムでやっていて、そうすると日報などを取っているということが、非常に私は有効打になると思うんです。どういうところが有効打かという、例えば稼働経費、自分の委託先でどのような動きがあったのか、どういうようなトラックが動いたのか、何人委託業者が何時間働いてこの業務を成し遂げたのか、それを遠隔操作するのが所管部局の役目だと思うんですけれども、そのへんはどうですか。日報などは取られているんでしょうか。

(説明者)

契約の内容自体には、日報の提出を求めているんですけれども、業務の遂行上、公社のほうでは、再委託先には日報の提出を求めており、それから・・・

(E委員)

「求めている」と「取っている」は違います。取っていないということですね、要するに。求めていますけれども、実際は、毎日のように日報だとか週報だとか来ていないということですよ。

(説明者)

市のほうでは、取ってないです。

(E委員)

取ってないですか、そうですか。ぜひとも取っていただきたいと思います。そういう

観点で。だから例えばあなたのお金でやってるなら誰もそんなことは言いませんけれども、市民のお金で分業している業態だと思うんで、それはあくまでも市民への報告義務をどこで果たすかということになると、日報しかないと思うんですよね。その接点をしっかりとさせていただきたいと思いますけれども。

(説明者)

公社のほうでは個別の業務に対して日報等の用意もしておりますし、私も実務としてどういうふうに公社が対応してるのかということの確認は、年数回、随時確認させていただいておりますけれども、今、E委員がおっしゃったのは、日報を提出義務書類にして、市がその精査を行いなさいということですよ。

(E委員)

精査を行っていただきたいと。現にですね、函館市は包括外部監査契約をしてですね、多額の費用をかけて、評議をしていただいて、その中にもですね、日報は委託先から必ず取るようにと、それは今言ったように経費の部分、そして実際にですね、税金がちゃんと使われていたのか、稼働どおり、稼働されたのか。そういうことをですね、所管部局のほうでしっかりと管理すべきだと思うんですけれども。

普通であればね、レスポンスとして、「そうだな」と、民間企業であれば絶対そう来るんですけれども、それを「う〜ん」と考えてるとするのはやはり・・・

(説明者)

いえ、考えてるわけではなくてですね、基本的に委託契約の中身に、求める業務とそれがきちんと遂行されたかどうかという結果、の戻りとがあるわけでそれで良しとしてたところはありますけれども。

(E委員)

だからどうしてこんな話をするかということ、苦情が500件もあるということを知ったもんですから、現地に毎日行くわけじゃないですよ。そうすると日報で把握しながらですね、遠隔操作していくということが所管部局の仕事になると思うんですけれども。そういうところで、苦情をとことん減らしていくということのなかでですね、このようなことをお話しさせていただいているんです。

それともう一つ、財政面をしっかりと合理的にですね、削っていく、そういうところのアドバイスですね。そして次期年度の委託契約書の中身をですね、環境を作り直す、そういうところがやっぱり市民に貢献する公共の福祉、サービスだと思うんですけれども。

もいかかでしょうか。

(説明者)

業務の形態、要は執行状況が効率的かどうかという判断のうえで必要だというご指摘だと思いますので、その部分については、前向きに考えさせていただければなというふうに思っております。

(E委員)

はい、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

(C委員)

ちょっと気になったことなんですが、緑化運動というかそういうので公園を綺麗にしたりすることで、観光都市宣言している函館市がですね、観光の関係課のほうとお話し合いになったり、観光の関係課から要望が来たり、そういうことってというのはあるんでしょうか。

(説明者)

例えば、西部地区の公園が汚いとか、そういう連絡が入るかということですか。

(C委員)

お話し合いというのは、これだけの数の公園や対象等があつて、予算はどんどん膨らみますよね、たぶん。一生懸命やればやるほど予算が使われると思うんですけども、市のほうではとても大変な財政なので、節約しなければならないと思つてらっしゃると思うんですけども、そのところで、観光都市宣言をしている場合ですね、観光客が行くところだけやるとか、例えばの話ですよ。そういうような話が観光課のほうからあるのかとか、そういうお話をされるのかとか、そちらのほうとタイアップするというか、一緒の席についてそういうことを話合つたりするっていうことがあるのかということ、を、ちょっと聞きたかつたんです。

(説明者)

当然、観光行政、市にとって非常に大事な内容になってますし、特に私どもも、例えば元町公園であるとか、函館公園であるとか、函館山であるとか、そういったところについては、特に重点的な管理ということは心しております。なおかつ、道路、今回道路の除草・抜根ということ、これ具体的には、歩車道境界のところちょっと隙間がありまして、そこに雑草が生えてくるんですけども、これまでは放置状態でありましたけれども、今年度からは、観光エリアをベースに除草していこうということで、集中的に

取り組んでおります。残念ながら、市道だけではなくて、観光地、国道や道道もあるものですから、全般的に、綺麗になったなというふうには実感されない部分もあろうかとは思いますが、そういった意味で観光という部分、視点もですね、私ども十分注意しながら、特にこの予算に関しては、そういったようなことが加味されているとご理解いただければよろしいかと思えます。

(C委員)

あと、平成23年度、平成24年度の予算をみさせていただきますと、若干増えてるんですが、逆にいうとこれだけの予算で大丈夫なんでしょうか。

(説明者)

正直に言うともっともっと欲しいところなんですけれども、例えば、大規模な公園、五稜郭公園であるとか、函館公園であるとかは年5、6回の草刈りという形をとっておりますので、全市均一では元々ないんですけれども、この環境美化によってですね、これまで出来なかったことが、さらに増えているということは間違いなく申し上げることができますし、それをさらに別の形で増やしていく、予算を増やしていけばいくほど、いいものは間違いなく出来ますけれども、決して財政全体が増える傾向には無いし、先ほどE委員がおっしゃられたとおり、どうやって抑制していこうかという流れの中での予算ですので、青天井で予算要求するわけにはいかないという状況がございます。

(C委員)

あと契約書を見ますと、肩掛式の値段が入っていますよね、この値段っていうのはちょっとわからないかもしれませんが、妥当なものなんですか。

(説明者)

基本的には、北海道が算定しております労務賃金ですとか、それから歩掛等、歩掛というのは、一つの業務をやるのにどれだけの人間が必要で、どれくらいの機械が必要かというような、そういうような資料がございます。それをベースにして算定させていただいた額でもって、随契で契約させていただいておりますので、私どもとしては妥当な金額という認識をしております。

(C委員)

あと最後なんですけれども、先ほどから苦情の話が出ておりましたけれども、草刈りとかした後は、係の人が必ず見に行ってるんでしょうか。

(説明者)

基本的には、先ほどのE委員との話とも連動するんですけども、私どもいつ頃、どこで公園の草刈りが行われたかという結果の報告を受けておりますので、その部分まで公社のほうに委託管理させていただいているという形です。

(C委員)

報告じゃなくて、見に行ってるんですかということです。

(説明者)

私どもがですか。

(C委員)

はい、そうです。

(説明者)

検査に行くということとはございません。検査という意味ですよ。見に行くかどうかでいけば色んな業務の関係とかで、見に行くことはございますけれども、終わったかどうかを私どもが確認しに行くという、そういう形式にはなっておりません。

(C委員)

終わった後の草刈りの状態を見に行っているかどうかということは今質問したんです。

(説明者)

そういう意味では、業務が終わった後の検査も含めて公社に委託させていただいております。

(C委員)

はい、ありがとうございます。

(E委員)

500件の苦情についてなんですけれども、これは毎年過去何年間という苦情データを取ってらっしゃいますか。

(説明者)

今、数値は持ち合わせておりませんが、過去からのずっと、資料はあります。

(E委員)

取ってますか。どうですか、増減というのは。クレーム処理の。

(説明者)

過去の数字をみておりますと、大まかにいって増加傾向となっております。年度に

よって開きもありますけれども、これは恐らく樹木の巨木化による影響かなと私どもは理解しております。樹木からの落ち葉であるとか、日陰になるとか。そういうことをよしとするか、それとも迷惑と考えるかというのは、かなり個人差もございますので、別な意味の苦情もまたあるんです。剪定したら剪定したで怒られるというか、剪定のしすぎだということで。

(E委員)

なるほど、わかりました。

(進行役)

そろそろ、時間となったので、評価に入ります。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

【各委員からの評価シート提出後】

公園等環境美化推進事業費では「廃止を検討」が3票、「制度の抜本的な見直し」が3票であったため、判定結果は『見直しが必要（廃止を含む）』となりました。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

以上で、この事業に対する事業仕分けを終了します。

■2-7-3 街路灯維持費についての説明

- ・資料に基づき、土木部維持課から説明

■2-7-3 街路灯維持費についての質疑

(B委員)

先ほど説明の中で、電気料がこの事業費の8割を占めており、水銀灯などを使っているため、LED照明にすると約半分以下になるということでしたので、今後、LED化を進めていく方向性で考えているのかどうかをまずお聞きしたい。

また、LEDにするか、太陽光電池式にするかということも検証されていると思います。LEDにするとどうしても光の反射率の関係で、観光資源である夜景に対する影響も検証されているかと思いますが、その辺についてお聞きしたい。

(説明者)

委員ご指摘のとおり、街路灯にも水銀灯タイプ、ナトリウムタイプ、蛍光灯タイプなどいろいろありますが、LEDにしますと、電気料金が一番大きいものと比較すると半額くらいになるものと認識しております。近年の節電と環境という意味からするとやはり取り組んでいくべきものと考えています。

LEDは、すでに公共施設や個人の住宅でも利用されているのはご存じのとおりですが、市といたしましても、昨年度に深堀町の市道の緑園通で、試験的に柱の数で61基、電灯の数で122灯設置したところでした。これについては、当然、以前の明るさに近い灯具をとということで、使用するLEDを選定して設置したところでございますが、その後、住民の皆さんから、明るい、暗いなどといった意見は特になく、問題ないものと受け止めております。

また、LEDの場合、委員ご指摘のとおり、光の方向性ということでは、全国的に統一された規格はないと認識しています。さらには、灯具の明るさを示す数値の判断の仕方、光の広がり性を示す捉え方も画一化されていないと聞いています。一方、国では、昨年にガイドラインの案が作られ、国道や高速道路については、そのガイドライン案に沿って設置するという動きもあります。そうした国や北海道の動き、他都市の取り組みの情報なども集めながら、函館市としても本格導入に向けて検討しているところです。ただ、夜景という問題も非常に大きく関わってきます。LEDの性格上、光の向きが一定方向で、なかなか周りに散らないという特徴があります。仮に市内の街路灯が全部LEDになったとき、今の製品化されているLEDで交換された場合にはどのような夜景になるのか、非常に難しい問題だと思いますので、一担当部局で答えを出せる場所にはありませんが、どういう影響があるのか、可能な限り検証しなければならないと考えています。

質問2点目の太陽光については、道路管理者として市が管理している街路灯としては、照明灯が2基あります。普段、街路灯照明として使っているものではなく、災害時、停電時のための非常用電源として、駅周辺に2基あります。

(B委員)

それは通常街路灯としては使用できないのですか。

(説明者)

使用していません。要するに、夜に一晩中付けるほどの電力を蓄電できませんので、

非常用としての短時間用の照明になります。もう一点、市内に観光案内板がありまして、それに補足的にLEDが付けられていまして、その上に太陽電池が現在3基ついています。将来的にもっと増やす計画はあります。

(D委員)

追加資料の道内他都市資料、まず財源の内訳が、函館は特定財源で道路占用料と臨時運行許可手数料というのを約1億円充てていますが、他都市では、一般財源となっています。他都市では、この道路占用料等はどういう形になっているのでしょうか。

(説明者)

この他都市の状況調査では、そこまで踏み込んで調査をしていないので、申し訳ございませんが把握しておりません。

(D委員)

修繕費の発注形態は、函館市は組合に一括委託していて、他都市は、数社で単価契約でやっているのですが、こういった方法でやっているメリット、デメリットを教えてください。

(説明者)

まず、組合に発注しているということで、一括にこうした修繕業務を委託していることによりまして、市内各所で、電球が切れた、灯具が傷んではずれそうだといったときに、組合にその旨を伝えただけで、瞬時にして組合が抱えている業者、33社ほどありますが、そうした業者に迅速に発注できるということになります。市が窓口を一つの相手に、瞬時にそうした修繕、市民サービスが可能になるという部分がメリットかと思えます。そうした数多い対応に対して、市民から電球が切れている、照明灯が危ないという電話要請を受けたときに、業者を探して発注する手間もなくなりますことから、市としての業務の軽減にもつながっているものと考えています。

(D委員)

では先ほどの電気料の関係で、電気料の数字が各都市ありますので、単純に街路灯の基数で割ってみました。そうしますと、函館市と札幌市は約8,000円で、旭川市と帯広市は約14,000円と、大きく二つに分かれるのですが、何か考えられることはありますか。

(説明者)

照明灯にも、市内を走っている道路、幹線的な道路と住宅が張り付いている住宅街の生活道路、道路には2種類あり、その内の幹線道路については、ハイウェイ型の大きい

照明と、一方で生活道路であれば、ほとんどが電柱に灯具がついている照明で、道路の規模によって二つに大きく分かれるものと思います。その街路灯で使っている灯具の値段が、幹線道路で使っている街路灯と生活道路で使っている街路灯で大きく違います。旭川市と函館市を比較した時に、旭川市の8,000基について、詳しく生活道路なのか、幹線道路なのかについて調査してませんでしたので、旭川市の方が函館市に比べて、生活道路につけている割合が少なく、大きな道路の設置基数が多いのかなという想像が一つできます。

(D委員)

街路灯の設置数は、函館市が13,560基です。これを評価するのに、面積と人口で割ってみました。そうすると函館市は677㎡なので、面積1㎡当たり20基です。人口だと約276,000人なので0.05です。面積の方は断トツ多い。旭川市は10基、釧路市は7基、帯広市は8基、苫小牧市は10基で、函館市はこれらの2倍です。人口当たりでも、函館市と釧路市が0.05と多くて、旭川市、帯広市、苫小牧市は0.03とか0.02です。何か考えられることはありますか。

(説明者)

これも想像の範囲になりますが、函館市の取り組みとしては、生活道路に設置している町会等が所有していた照明灯について、これを函館市が管理してもいいという条件が整えば、移管を受けているというのが、何年か前からやっています。この取り組みによるものか難しいところですが、先ほども毎年街路灯の管理する基数が増えているということを説明させていただきました。そういったことで、生活道路において、街路灯が密になったという言い方がいいのか、増えてきたという言い方がいいのか、生活道路の単位面積当たりの街路灯は、町会からの移管などが多くて増えていると思います。市の取り組みの上で言いますとそのような話になります。

(A委員)

この維持管理に関して、函館地方電気工事協同組合が委託を受けている訳ですが、その組合が現在の委託を受けているのは、いつからなのでしょう。

(説明者)

平成19年度から協同組合へ委託しています。

(A委員)

その前はいかがでしたか。

(説明者)

委託という意味ですか。

(A委員)

こういった形で、昭和27年度から維持管理していると思われましてという表現だと、果たして資料がどこまでとっているのか、いつ何年度くらいまでなら資料があるのか。思われますという表現は、ちょっと驚いたんですけど、少なくともある一定のちゃんとした資料だと何年度からですか。

(説明者)

道路管理者として、街路灯を道路に設置し、維持管理をするというのは、おそらくという言い方になりますが、昭和のいつかということはなかなか判断つきませんが、道路法が制定されたのが昭和27年です。道路法が制定されたことにより、道路管理者がその道路の自治体が管理することになっていきますので、函館市が仮にその道路の上に照明灯があったとすれば、市が管理したのだろうという解釈をしています。

(A委員)

2000年代は分かりませんか。平成19年は2007年ですので、2000年代はどうでしたか。

(説明者)

委託する前は、我々が市民から電話等で苦情や要請を受ければ、その都度、個別に業者に発注し、少額の緊急修繕工事という形で個別に対応していました。

(A委員)

平成19年度から、この協同組合へ一括委託したということですか。

(説明者)

そうです。

(A委員)

了解しました。他都市との比較で、函館市のみが財源や発注形態にしても、他都市と比較して、いいか悪いかは別にして、ちょっと違うのかなという印象を受けました。なぜ他都市と違うやり方でやっているのか、もう一度ちょっと教えてください。財源についても、他の都市は一般財源ですが、その辺についても教えてください。

(説明者)

発注形態ですが、他の都市を見ると、3社で単価契約、2社で単価契約となっていますが、我々は先ほども説明させていただいたとおり、限られた業者の中での単価契約もあ

ろうかと思いますが、やはり迅速性の問題、そして基数が多いということを加味しますと、住民からの要望に対して、すぐに対応するためにも、組合という窓口を一つにして、組合から一気に数社に現場に対応するよう指示がスムーズにいくと、いう判断が一番の理由かと思います。

(A委員)

それは平成19年のときにそういった議論があって、他の都市とはやり方が違うけれども、函館市は函館市のやり方でやっけて行こうという、どこかで判断したわけですね。

(説明者)

そのように考えられて結構だと思います。

(A委員)

現在は協同組合に一括委託されていますが、どうして現在の組合になったのか、もちろん今の説明で半分以上答えているんでしょうが、このプロセスはどのようになっていますか。

(説明者)

市内の電気業者の集まりである、狙いとしては、電気業者にこういったものを発注しますが、そういった場合に専門の業者の集まりである函館地方電気工事協同組合の存在を知りまして、その協同組合がどんなことをやっているか事前に調査し、聞くところによると、例えば北海道電力さんの下請けをしていて、市内各所でいろいろな工事されているようですし、街路灯に関わる工事についても、経験やノウハウを持っているということで問題ないと判断したところです。

(A委員)

この質問をなぜしたかと言いますと、こういった仕分けの場でこのような質問が出る場合は、まず、その選定状況に透明性が確保されていたのかどうか。これが第一点ですね。もう一つは、もう少しコストが低下する可能性はなかったのか。別の業者や他の組合さんにする余地はなかったのか、検討したのか、というところを聞くことになるんですが、その点はいかがでしょうか。

(説明者)

その当時、ほかに同等の迅速な対応ができる組織、団体があるかということについて調べましたところ、唯一その組合しかなかったということで、そのときに決定したところなんです。

(A委員)

函館市の地理的な条件の中でいいますと、市の中心部と、例えば恵山、南茅部は違うわけなんですけれども、例えば、恵山や南茅部みたいな地理的条件であれば、地元の業者を使う方が非常に効率が上がると思いますが、市の中心部であれば、それほどこだわらなくてもいいような気がします。例えば、市の中心部と周辺部の人口が少ない部分とを分けて発注するとか、そういったことは検討されましたでしょうか。

(説明者)

今の質問は、旧市内と支所の違いということですか。

(A委員)

人口分布が薄いというか、人があまり住んでいない地域においては、なかなか民間業者、新しい業者が参入するということは考えにくいです。ですから既存の業者を利用するというのは、非常に合理性があります。市中心部は、都市化された市街地に関しては、新しい組合に入っていない業者などが参入する余地があるかどうか分かりませんが、一応検討されているとは思いますが、その点はいかがでしょうか。今現在でなくても、今後に向けての検討などはされているのでしょうか。

(説明者)

まず旧函館市を本庁管内と呼んでおりますが、その本庁管内と4支所管内は違いがありまして、本庁管内については組合方式で発注していますが、4支所管内では、我々が平成19年以前にやっていたような個別の対応で地元の業者と工事の発注をやり取りしている状況です。

(A委員)

その点は、事前にどこかで説明していただかないと、先ほどのD委員の計算の根拠も狂うことになってますよね。非常に大きな問題だと思います。他都市が函館と違うやり方をしています、どうして違うやり方をしているか等については、それなりの説明責任をきちんと果たせるような根拠や論理を示さなければ、なかなか市民の信頼は得られないのではないかと思います。以上です。

(F委員)

函館は夜景が素晴らしいというのは、街路灯の数が多いということもあるのかと思いますが、その割には、電気料や維持管理費など、さほど他都市に比べて多くないというか、優良だということがよくわかりましたが、修繕業務に係わって、必要機器の納入単

価は、各々の業者で納入しているため把握していないとあります。そのところで、釧路市や帯広市は、3社や2社で単価契約と記載があります。函館市の場合は、組合に一括して市の方では把握していないということです。この辺のところはどのように考えていますか。単価契約していないという理由はありますか。

(説明者)

当市が行っている協同組合への一括委託という中には、契約を結ぶ際に、照明灯の電球を取り換える一灯当たりいくらだとか、柱を直すについてもいくらだという単価契約を行っています。

その方法については、単価契約と書いてあるほかの自治体と同じ方式です。それが直接2社の業者とやるか、3社の業者とやるか、もしくは函館市のように協同組合を通して30社ほどの業者に仕事をやらせるかの違いはありますが、単価契約という面では同じです。

(C委員)

電灯が切れたといったような苦情の流れについて、市民から市役所に入ってどのようになるのですか。

(説明者)

住民の皆さんから近所の電灯が切れたというようなことは、電話で直接、土木部維持課の職場に電話をいただく場合と、町会は協同組合に直接電話する場合があります。

(C委員)

単価の契約はされていますが、そういう苦情対応1件当たり、といったような手数料は別に発生しているのですか。

(説明者)

調書に添付している資料に、事業費の内訳を記載しておりますが、委託料のうち、上段の管理街路灯維持管理業務、こちらに委員ご指摘の苦情対応に係る手間の部分が含まれる形になっております。

(B委員)

LED化すると、害虫が寄ってこなくなります。その辺の利点もあるということをつけ足させてください。それからもう一点再確認なんですが、この街路灯の維持修繕費というのは、旧函館市だけですか。合併された旧4町村分というのはここに入っていないのですか。

(説明者)

皆さまに配付しているのは、旧函館市の本庁管内分の事業に関する調書になっています。

(B委員)

旧4町村の地域は入っていないのですね。

(説明者)

入っていません。

(B委員)

事業費の内訳で、平成23年度予算に対して、決算では予算から少しオーバーしていますよね。見ると修繕費が大幅に増えています。修繕費で予算がオーバーした主なものを何点か教えてください。

(説明者)

修繕に関しては、その年によって若干波がありますが、委員ご指摘のとおり、この年については結構差額が出ています。これについては、老朽化したものの取り換えが急増した年だったと認識しています。偶然かどうかわかりませんが、この年に設置してから20年、30年経過したものが、近年老朽化し、腐食し、取り換えが必要なものが増えていまして、昨年、腐食によって取り換えが必要になっている箇所が急増しました。加えまして、その状況を調査したことによって、これも危険だという街路灯もありましたので、あらかじめ予防的に取り換えを行ったところもあり、件数が増えているものと考えられます。

(B委員)

実は、予算付けの兼ね合いで少し変だと思うのが、修繕費だけを見ると、平成21年度決算、平成22年度決算で、大体の金額が出ているのに、平成23年度はそれよりもはるかに低い金額の予算付けなんですよね。この辺もう少し予想がつくものであれば、最初からオンしていった方が、決算時にオーバーすることもないのかなと思いました。

あと、この事業費の内訳に記載されている修繕費の額と、道内主要都市の状況を記載した資料のなかでの修繕費が全然違うように見受けられるのですが。平成23年度の電気料までは同じ金額になっているので分かりますが、修繕費の額は全然違うのかなという。資料の信頼性があまりないのかなという印象を受けたのですが。

(説明者)

数字がばらばらになって分かりにくいのですが、道内主要都市街路灯管理状況調書の中の修繕費の26,719千円は、事業費の内訳の23年度決算の修繕料等11,914,009円と一番下の管理街路灯修繕等業務14,804,270円、これの合計を修繕料としてまとめて計上したのが26,719千円です。資料の作りが分かりにくかったと思います、申し訳ございません。しかし、数値的な不整合があるわけではありませんので。

(B委員)

なるほど、わかりました。

(進行役)

そろそろ、時間となったので、評価に入ります。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

【各委員からの評価シート提出後】

街路灯維持費では「制度の抜本的な見直し」が1票、「実施内容や手法の改善」が4票、判定結果は『実施内容や手法の改善』となりました。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

以上で、この事業に対する事業仕分けを終了します。

■2-7-4 公共建築物等維持補修設計監理業務委託料についての説明

- ・資料に基づき、都市建設部建築課から説明

■2-7-4 公共建築物等維持補修設計監理業務委託料についての質疑

(B委員)

道内外の他都市の状況ということで、追加資料をお願いしておりました。いただいた資料では、調査対象都市のうち、市が出資した公社があるのは札幌市、釧路市、横浜市の3都市であり、そのうち設計だとか工事監理等の業務委託をしているのは、札幌と横浜の2都市だけということでしたが、それ以外の都市はどのようにしているか調査しておりますか。

(説明者)

今限定したのは、公社に委託した分ということで資料に記載されている2都市ですが、

それ以外の都市も調べています。道内の8都市で、役所が民間に委託しているものについて、設計委託と工事監理の二つについて調べました。設計委託を全て外部委託しているのは3都市あり、札幌市、旭川市、苫小牧市です。函館市のように大規模な新築するような建物、大規模な建物だけを委託するというのは4都市ありました。直営で全て行うのは1都市あり、これは小樽市ですが、構造計算のみ外部委託するとなっています。工事監理のほうも説明したほうがよろしいでしょうか。

(B委員)

私がこのような追加資料をお願いした趣旨というのは、古い建物が函館多いのですね。公共建築物で維持管理が必要だと判断されたものについては、公社に委託されている訳ですが、例えば函館と開港が一緒な長崎や横浜、横浜は公社に委託しているようですが、長崎についてはどのような発注の仕方をしているのか。同じような古い建物があると思いますので、費用対効果も加味しながら、検討して調べてみたらいかがかということで、追加資料をお願いしました。もし、長崎などの状況が分かるようでしたら教えてください。

(説明者)

長崎は、基本的に函館市と同様に新築や大規模なものについては、外部委託をしています。小樽市は、ほとんどが直営ですが、構造計算のみ外部委託しています。工事監理については、小樽は直営、長崎も直営でやっています。

(B委員)

そういった中で、公共建築物ですので、建物の価値というのがあると思うんですが、持っていなければならないものなのか、維持継続していかなければならないものなのかという分類作業は、所管部局のほうでやられているのですか。全てを持っていなければならないものという判断をして、修繕だとかの手をかけているものか、これは公共的にも価値的にも必要ないから、取り壊した方がいいのではないかと、などという検証はしていますか。教えてください。

(説明者)

函館市では都市景観条例というものを持っておりまして、西部地区を一定程度、120ヘクタールあるんですが、その中でそれを地域指定してるんですけども、その中に今おっしゃるように残さなければならないものというのを、私ちょっと課が違うんですけど、今50程度指定していると思います。それについては、きちっと市のお金を投入して

残すというような作業，補助金を出してですね，そういうのがあります。一方，伝統的建造物群という，これは保存法で，法律で定められたそういう建物も残すような形で，それも補助金を出してやっております。それがたぶん価値があるというふうに思っております。

(B委員)

その他に，建築物で管理している建物で，それを除いた建物としては何件ぐらいあるのですか。

(説明者)

今，都市デザイン課のほうで，そういう建物以外でも残すべき建物を調査していると聞いております。私有建築物ということで調査をしていると。補助金については考えていないようですが。

(B委員)

はい，わかりました。

(D委員)

事前確認事項に対する回答のところでお聞きしたいのですが，まず，民間設計会社が採算性を確保するのが困難とする根拠について回答があります。その中で民間設計会社への委託料を積算すると3,380万円となり，民間では採算性を確保することが困難であると認識しているとありますけれども，比べているのは民間だと3,380万円，実際事業費の金額を見ると平成23年度ですと2,857万円です。公社は行っていますから，差額523万円ですけれども，その分公社に委託した方が安くできるという意味でしょうか。

(説明者)

はい。私が説明したとおり，それだけではなくて，前段で説明した公社がやるべきといたしますか，お金だけではなくて，いろいろな面でその方がいいということではやっております。

(D委員)

お金の分だけではないけれども，お金の問題に対しては，そういう意味ですよ。それと，冒頭に公社が採算性を度外視しているというのはこういうことですよと補足の説明があったと思います。ということは，仕組みがよくわかっていませんが，民間と違って公社で働いている人に対しては給料が少なくなくて済むだとか，給料はきちんと同じように払っているけれども，何か別な形で，補助金などがあるので，委託料が安くても給料

が払えるといったような、そういうからくりがあるから安くて済むのか。その辺よく分からないので、教えてください。

(説明者)

本来であれば、最もわかりやすいのは、一人当たりの単価を比べると、お金だけのことを考えれば、わかりやすいとは思うんですけども。

(D委員)

一人当たりの単価が違うということですか。

(説明者)

その方が分かりやすいと思います。

(事務局)

人件費の単価ですよ。

(説明者)

そうです。

(事務局)

積算する人件費の単価が公社の方が安いということですよ。

(D委員)

それは民間に比べて給料が安いということですか。

(説明者)

いえ、そういうことではなくて、設計事務所自体の一人当たりの単価というのが全然違うんです。

(D委員)

公社の方がレベルが高いので、少ないという意味ですか。

(説明者)

この3,380万円というのは、いわゆる役所がこういう仕事を、標準的な北海道からいただいた単価で積算して外に出すとした場合にこの金額、3,380万円になるんです。一方、公社は、一人当たりの人件費を378万円として、それに付随する一般管理費8%、そういう積算をして委託契約を結んでいます。要は、積算の仕組みが違うというふうに受け止めていただきたいと思いますよ。ですから、公社と契約するにはそういうルールで積算をして、先ほどご指摘のあった2,850万円というように積み上げられますし、一方、それが公社ではなく、通常の民間業者に同じ業務を委託するという前提で積算した場合に

は、3,380万円ということで、積算は人件費であるとか諸経費であるとか、基本的な積算方法がありますので…。

(D委員)

その積算方法が違うということですか。

(説明者)

はい。

(B委員)

ちょっと横から失礼します。一般企業の場合だと、儲け分があるので、人件費に対して、例えば、1人工3万円というように設定してしまうんです。ただ公社の場合は、非営利団体なので人件費プラスその手数料として8%くらいしかもらっていない。だから一日の人工単価が全然違うということです。営利目的で営業していないので、その差があるので、低い金額で受注できますという中身なんじゃないでしょうか。

(説明者)

今おっしゃるとおりです。その3,380万円も、まず最初に所要の人件費を出して、それと同額くらいが諸経費だということで、半分が1,500~1,600万円くらいが人件費で、その残りが諸経費だという話です。そういう積算をするということです。いわゆる公共的に民間の業者に委託するという積算の仕組みはそういう中身で、一方、公社は、人件費は378万円の7人プラス8%と消費税という積算の差で、そういう仕組みの違いということで受け止めていただきたい。

(A委員)

事業開始年度が平成4年度ということですが、これ以前は、例えば、1980年代くらいは、どういった形でやられていたのでしょうか。

(説明者)

1980年ですから、昭和55年ですね。

(A委員)

平成4年より前でどうだったか。

(説明者)

前は、当然、全て直営でやっていました。当然、人数も多かったですけども。

(A委員)

直営という理解でよろしいですか。

(説明者)

はい。

(A委員)

次に、先ほど調書の中の「事業の目的・必要性和内容」を読まれているとき、公共的団体のみが、具体的には公社ですが、公社のみが「やるべき」という日本語表現がありました。調書の文章では、公共的団体のみが「担うことが可能な業務である」というように書かれています。私が聞いた限りでは、可能という文字を落とされて読まれていたと思いますが、どちらが正しいのか教えてください。

(説明者)

今言いましたように、前段で説明した工事発注の際に、公的な基準となる道単・歩掛を取り扱っているということで、公的な団体が担う業務であるということと…。

(A委員)

「可能な」ということは落とした方がいいわけですか。それは訂正ですか。可能なというものが入っていると、他のものが見られる可能性があるわけですね。

(説明者)

はい。ここしかできないということ。

(A委員)

だから訂正と受けて止めてよろしいわけですね。「可能な」を取ると。

(説明者)

はい。

(A委員)

その後、やるべきというふうに、「べき」という助動詞を使っていましたが、それは一定の判断があると思いますが、その判断主体はどなたでしょうか。因みに、この事業については、根拠法令等に何も記載されていないので、法律が判断基準ではないと思いますが、どなたが判断された「べき」でしょうか。

(説明者)

この発注業務は、今言うように、公的な団体しかできないという形…。

(A委員)

それを判断された責任者とか、主体はどこなのでしょう。誰がそれを最終的な判断を責任者としてやられたのでしょうか。それは、例えば、部下でも課長さんでもいいで

すし、何らかの判断があったと思うんですね。出来ないと判断したわけですから、どの人が主体となって、どの部署が主体となって判断されたのですか。

(説明者)

市長です。

(A委員)

市長決裁でも、原案はどこかの部署が作るでしょうけど、全く市長が頭から、一から考えたものではないと思います。それは建築課が原案を出されたんですね。

(説明者)

そうです。

(A委員)

了解しました。事前確認事項に対する回答で、項目1と2については、正直こちらから拝見すると、理由の説明に全くなっていません。採算性を確保するのが民間では困難だというのはどうしてなのかということに対して、民間では困難だから。なぜ、あなたは成績が悪いのですか、成績が悪いからです。これは、同語反復というか、トートロジーという専門用語があるんですが、例えば、3,380万円という数字をはじき出した基準の出典、どういった業界のどういったガイドラインを用いて、この数字を積算されているのか、教えていただきたい。

(説明者)

私どもが積算した3,380万円の根拠ですが、これは北海道から出ている委託積算基準です。

(A委員)

道庁の資料ということでよろしいですか。

(説明者)

そうです。

(A委員)

ただ、私どもとしては、なかなかその3,380万円がどういう数字なのかということについて、ここで理解することが、自分たちは専門の業界の人間ではないのでわからないので、言われたらそうですかという状況なんですけれども、他の委員からもご指摘ありましたとおり、別の資料でいただいた、市議会に出された公社の決算報告を見ますと、地方公共団体からの補助金として、ざっと見ると年間で2,000万円から2,500万円入って

るわけですよね。ですので、公社がほかの事業もそうですが、ある程度、語弊がありますけれども、独占的に受注している、委託されてる事業もいくつかありますので、競争条件が非常に異なります。比較するには、相当の根拠を示さなければならないと思いますが、その点について、もし今までのご説明プラス補足があれば、お聞かせください。

(説明者)

委託料の積算に関してでしょうか。

(A委員)

約2,900万円の委託料に対して、民間に委託した場合の積算との差額が約500万円くらいあるにせよ、私はそれが少ないと思うんですよね。もうちょっと差がついていてもいいような気もしたんですけども、もし今までの説明に加えてこれも話しておきたいということがあれば、お聞かせいただきたいんですが。

(説明者)

私どもが道の基準で積算した金額で、妥当だというふうに思っております。

(A委員)

そうですか。ではあと1, 2点質問したいんですが、3番目の項目のところで、人件費について、平成21年から22年にかけて市職員引き揚げに伴い、公社職員7人体制にしたためと書かれていますが、そうすると調書の方で、平成21年度決算の事業を実施するために必要な人件費の人工の部分が変わってくると思いますが、この人工の部分が、ずっと21年度から24年度予算まで変わっていません。このところは変えなければならないと思いますが、いかがでしょうか。平成21年度決算の人工が0.5ではなく、1とか1.5に増えないとつじつまが合わないのではないかと思ったんですがいかがでしょうか。

(説明者)

今、21年度までの人件費については、実額というか、実額の人件費で積算して、例えばそれが4人であれば、それぞれ異なるというふうに思いますが、そういう形、実額の経費です。ところが平成22年度からは、先ほどもご説明したように、一定額の378万円かける何人工という形で人件費を積算したということです。

(A委員)

あと1点だけ。他の委員からのご指摘がありましたが、「道内他都市および横浜市、長崎市の状況」のところを拝見すると、正直、公社があって、それに函館市のように委託しているのは2都市。3都市ないし2都市しか函館市と同じような体制を取っていない

ともこの資料は見れなくもないと思いますが、その点について、もう一度補足説明をお願いしたいと思います。

(説明者)

釧路市、3都市があつて、該当するのは札幌市と横浜市ですが、釧路市については公社があり、それはほとんど、市営住宅、道営住宅の管理、指定管理者という形でやっております。函館市のように修繕工事を委託している状況にはないということです。

(A委員)

良くも悪くも函館市と似たやり方をしている道内他都市と他の都市が少ない中で、例えば、道内他都市のやり方等について、どちらがいいのかということについて、検討されたことは今まであるのですか。

(説明者)

他都市と比べて私どもが変えた部分ということですか。

(A委員)

絶対変えるということ的前提としなくても、例えば、他の都市のようなやり方もあるのではないかと、可能性として検討をされたことはありますか。

(説明者)

今の段階で、やはり一定程度、私の課の中で、それは今比較しながら検討は進めております。

(F委員)

今、担当課からの説明で、住宅都市施設公社の「そこしかできない」だとか、「そこが望ましい」だとか、そういうようなことがたくさん出てきています。それで、調書の活動実績欄にある設計・監理業務件数、21件の内訳がどういうものかということでお聞きした資料を見ますと、例えば、梁川交通公園のトイレ改修工事というものがあります。一市民としては、ちょっとわからないのでお聞きしたいんですが、おそらく交通公園自体にも修繕費だとか改修費の予算があるんだと思います。にもかかわらず、公社のこちらの予算を委託料として使う理由が分かりません。施設自体の予算が間に合わないからこちらに来るのか、それとも募集をしたけれども、自分のところで予算が足りないからこちらに頼むのか。そして、市の保有する公共建築物ってだんだん古くなっていくわけですね。けれども平成21年度決算を見ると、設計監理件数が40件で、それもだんだん少なくなってきましたよね。ですから、どういう募集の仕方をするのかなと思いますし

て。

(説明者)

言われている梁川公園を管理しているのは市民部です。市民部がいわゆる予算を獲得するところで、その公園を直したいと思っている、それを通常であれば、都市建設部の建築課に依頼をして、それを工事発注します。予算を持っているのは今言った市民部なんです。建築課ではなく、公社に対して工事を委託するだけなのです。公社が予算を全部持っているわけではなく、所管する部局が、予算を執行するために、工事を公社に依頼するという事です。ですから、公社は自主事業でやっているわけではなく、委託先なのです。

(説明者)

今、仕分けにかかっている約2,800万円というのは、その公社の職員の人件費なんです。今委員が言われた梁川公園を直すお金というのは別にあって、建築課に頼むか、公社に頼むか、梁川公園もそうですし、野犬抑留所もそうですけど、それぞれ事業、施設を所管する予算があって、業者に出すわけですが、平成4年までの前は都市建設部しかできませんでした。ところが今は公社にお金を払ってやらせるということを考えてものですから、それぞれいき方が変わるんですということをご説明させていただいております。

(F委員)

わかりました。

(説明者)

もともと都市建設部の職員を削減して、公社に委託料を払ってと、そういう行政コストの縮減の手法に、この委託業務の元があるということです。ですから、このお金で、全部まちの中の公共施設が修繕されているわけではないんです。

(F委員)

わかりました。そこしかできないというか、住宅公社あるべきというか、そのありきのところに随分引っ掛かりまして、住宅公社ありきでこの事業を、みたいな感じで受け取られるとといいますか。

(説明者)

少し脱線しますが、もともと公社自体は、昭和63年に市営住宅の管理をやらせるというのが設立の最初の契機です。そこには当時、市の職員が派遣という形で出向していま

して、いわゆる建築の仕事もできる職員がそこにいたものですから、その後、土木部の公園の仕事も増え、平成4年からこの建築の業務も、建築課に全部やらせるのではなく、建築課の職員を減らして公社に委託をしていく仕組みができたという変遷があります。それぞれの施設の維持補修のお金を、建築課で設計するか、公社に委託して設計するかという仕組みの話になります。ですからたまたまそれを民間設計会社に出すとすれば、道の設計単価の中で設計すると3,300万円くらいの事業を、公社に2,800万円くらいでやらせてもらっていると。また、そこには建築課で預かっている、いわゆる公共単価というものがありますので、それをなかなか民間に配布してやらせるということとはできないということをこの間説明してきました。そういう仕組みです。

(F委員)

わかりました。

(C委員)

なんかよくわかっていないんですけども、ということは、ただ場所が移動したというような感覚で受け止めています。たまたま市役所にあるかそっちにあるかの違いで、やっぱり市役所の方の人件費が高いからそちらに移したという考えですか。そういう意味ではありませんよね。この金額は最初に予算で決められている金額ですよ。だとしてたら公社の人が計算してどうこうするという事ではないんじゃないですか。

(説明者)

公社に対しては、3つの業務内容がありまして、設計委託と工事監理と積算があります。前年度、予算を立てるとき、公社でも積算をして予算化する、そして次年度に実施する、こういう二つの工程を組んでいます。ですから予算が勝手に決まっているわけはありません。

(C委員)

ということは、前年度にすでに公社が関わって、この数字を出しているということなんですね。

(説明者)

もちろんそうです。

(C委員)

では計画的に、この工事は前々から、1年前2年前からやるんですよということで公社に積算をお願いをして、それが結果として出てきて、こちらの梁川公園の所管の方で予

算を立てるといふ流れでよろしいんですか。

(説明者)

公社が例えば予算を出して、私ども建築課も予算は当然依頼がありまして、来年度こういうのをやりたいとなると予算を積算して、私ども回答して、そして部局はそれで予算計上するという仕組みです。

(C委員)

それだと何か一般的から見ると、何かムダな部署なような気も、一つ多く入っているような気がするんですけども。直接、こちらの梁川公園の担当者の人はできないですよ。

(説明者)

できません。

(C委員)

できないですよ。それを公社にお願いをして、公社がみて、またそこで検査するんですよ。

(説明者)

最初に申し上げましたが、少額の500万円なり300万円なり目安があつて、そこは全て公社にお任せしています。例えば、市民部の方で来年度に梁川公園を直したいと考えます。そうすると、自らではいくらだという費用的なものは分かりませんので、普通はいくらになるか見積もりを取ったり、建築課に依頼をして出してもらつたというのがあります。その依頼先の一つとして今は公社があり、それを回答してもらつて、財政当局に予算要求して、予算がついて、予算をこれから執行するといふときに、これは公社が積算したものですから、公社に依頼するといふことで、国とかも同じです。予算を作る過程の中で、そのような手続きになります。

(C委員)

以前は市役所でやっていたんですよ。

(説明者)

その昔は公社もありませんでしたし、公社がその仕事を受けていませんでしたので、それは建築の職員が全部やっていました。

(C委員)

わかりました。

(B委員)

少し詳しい説明をお願いします。この経費自体は、ほとんど公社さんの人件費ですというお話で理解いたしましたが、このうちの手数料についてです。今、他都市の状況を調べていただいた中で、札幌市と横浜市は、似たような公社を使っているということで、手数料は函館市8%でしたが、他都市の詳しい状況は分かりますか。

(説明者)

札幌市と横浜市については、資料にありますとおり、委託料の実績をあげています。それ以外の金額については、そこまで調査していません。委託料だけに限定して調査しました。

(B委員)

我々は、経費を節減していただくためにこうした事業仕分けというものをやっているものですから、何をカットすればいいのかということになると、手数料的なものの差とか、経費的なものの削減をして、人件費の削減となると、もうすでに厳しい中でやってらっしゃるんでしょうからなかなか難しいと思いますが、手数料だとか、今の8%が例えば7.5%、7%になりますといった方が少し安く済むのかなと。そういうことでもって、いろいろ調査されたらいかがなと思ひ、指摘させていただきました。

(進行役)

そろそろ、時間となったので、評価に入ります。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

【各委員からの評価シート提出後】

公共建築物等維持補修設計監理業務委託料では「制度の抜本的な見直し」が1票、「実施内容や手法の改善」が4票、判定結果は『実施内容や手法の改善』となりました。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

以上で、この事業に対する事業仕分けを終了します。